



# 第1章 計画の策定にあたって

## 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、2012（平成24）年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、2015（平成27）年4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、女性の社会進出に伴う25歳から44歳までの女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、2018（平成30）年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども、家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では2017（平成29）年6月に『子育て安心プラン』を公表し、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備し、2020（令和2）年度末までに待機児童ゼロを目指すとともに、2019（令和元）年10月からは、「幼児教育・保育の無償化」の実施により、少子化対策を推進することとしています。

また、小学生においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、国では、2018（平成30）年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、2021（令和3）年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童ゼロを目指すとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしています。

本市においては、『子ども・子育て支援法』等に基づき、2015（平成27）年3月に『郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』を策定し、様々な子育て支援に取り組んできました。

そのような中、2018（平成30）年2月には、従来の市民意識調査やパブリックコメントはもとより、市民の皆様が参加した市民会議「あすまち会議」において話し合われた「想い」や「願い」、そして、将来起こり得る予見可能性の高い課題に対して、バックキャストの視点を取り入れた本市の最上位計画、『郡山市まちづくり基本指針』を策定し、将来都市構想「みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山」の実現に向けて、各分野における具体的な取組項目と達成目標を定め、スピード感を持って取り組んでいます。

この指針では、将来都市構想を実現するため、5つの大綱と横断的取組・基盤的取組を整理し「分野別将来構想」を定めており、その大綱Ⅲにおいて「学び育む子どもたちの未来」を掲げ、「郡山市人口ビジョン」で定める社会移動率及び合計特殊出生率の段階的改善に向けた取組みを進め、子育て環境の更なる整備を目指すとともに、学校教育へのタブレット端末活用や英語教育の早期導入などによる「付加価値の高い人材」の育成と次の時代を見据えた教育の充実を目指しています。

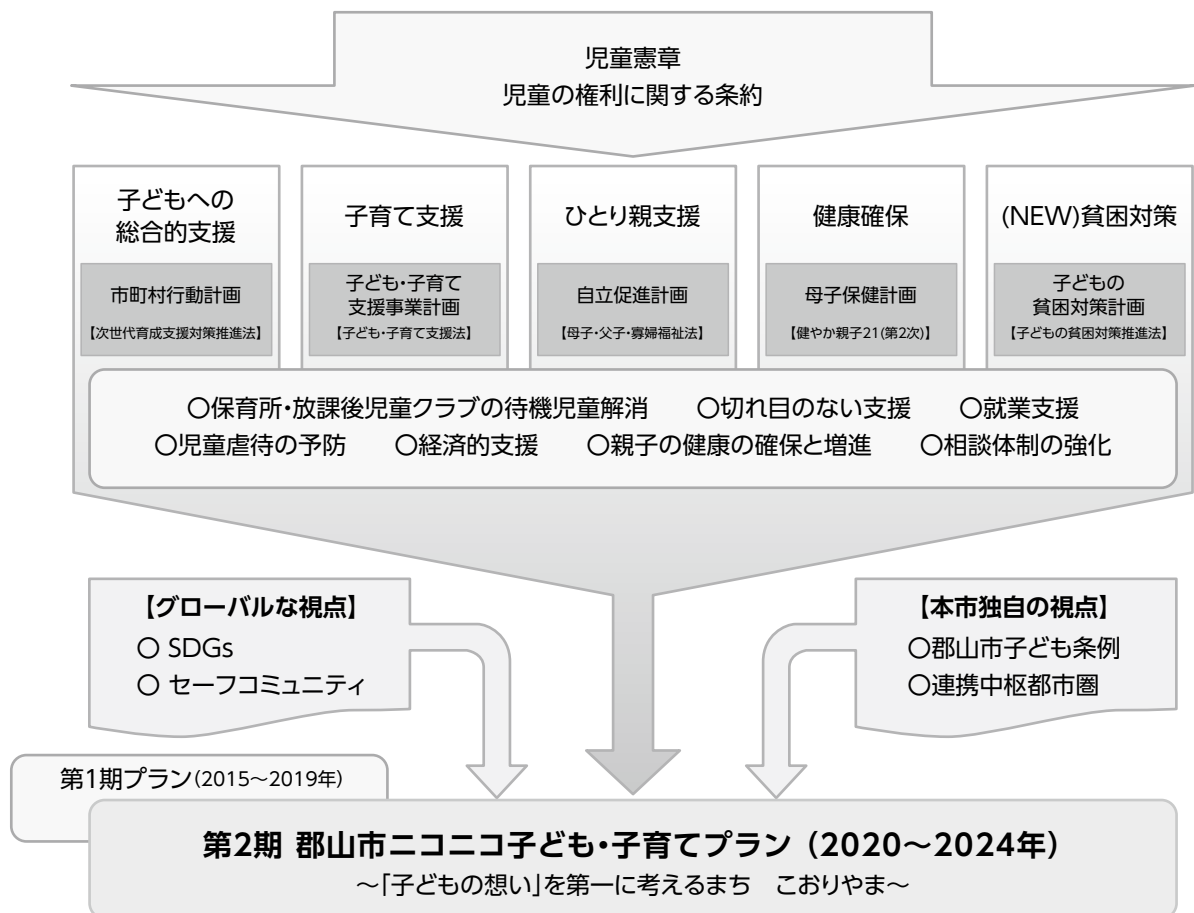
この度、『郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』が2019（令和元）年度で最終年度を迎えることから、市民の「想い」と「願い」が詰まった『郡山市まちづくり基本指針』を基盤とし、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえるとともに、SDGsやセーフコミュニティ、さらには「郡山市子ども条例」や「連携中枢都市圏」など本市独自の視点等を取り入れ、これまで本市が取り組んできた各種施策を、社会情勢の変化に対応した地域に根差す子育て支援施策として総合的かつ計画的に推進するとともに、地域社会が一体となって、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者等を支援できるよう、『第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン』を策定し、「誰一人取り残さない（No one(child) will be left behind） 子育て支援」の実現を目指します。

## 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、本計画は「郡山市まちづくり基本指針」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画であると同時に、保健福祉分野の理念計画である「郡山市地域福祉計画」の個別計画でもあります。

あわせて、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」や健やか親子21（第2次）で示された課題や指標を基本とし、厚生労働省通知において策定することとされている「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法による「自立促進計画」としても位置づけており、第2期からは、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策推進法」といいます。）による「子どもの貧困対策計画」としても位置づけています。



## 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとされていることから、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までを計画期間とします。

なお、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要量など、子どもを取り巻く環境の変化や本市の各種計画との関係性を考慮し、計画の実効性を高めるため、本計画は計画期間中において必要に応じ見直しを行います。

計画等	年度						
	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
SDGs 国際目標	2016 (平成28) ~2030 (令和12) 年度 持続可能な開発目標						
郡山市 まちづくり基本指針	2018 (平成30) ~2025 (令和7) 年度 (8年間)						
郡山市ニココ 子ども・子育てプラン	第1期			第2期			

## 5 計画の対象

本計画は、概ね18歳までの子どもとその家族、妊婦及び妊娠を希望する人並びに地域社会を構成するすべての人を対象とします。

## 6 計画の策定体制

### (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定する基礎資料とするため、「子育てしやすい環境づくりアンケート（以下「市民ニーズ調査」といいます）」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

#### ①調査対象

郡山市在住の就学前児童、小学生児童を無作為抽出

#### ②調査期間・方法

2018（平成30）年12月27日～2019（平成31）年1月15日

郵送による配付・回収

#### ③回収状況

	配付数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	3,000 通	1,428 通	47.6%
小学生児童の保護者	2,000 通	1,073 通	53.7%

## (2) ひとり親世帯等への調査の実施

第2期から本計画に盛り込まれる「子どもの貧困対策計画」の基礎資料とするとともに、より効果的なひとり親世帯等への支援を検討するためのバックデータとするため、児童扶養手当の現況届提出の時期に合わせ、「ひとり親世帯等意向調査」を実施し、ひとり親世帯等の収入状況や、いま抱えている不安などの把握を行いました。

### ①調査対象

郡山市内に居住する児童扶養手当受給資格を有する世帯等

### ②調査期間・方法

2019（令和元）年8月1日～8月31日

現況届提出時に直接配付・回収

### ③回収状況

配付数	回答数	回答率
2,823 通	1,669 通	59.1%

## (3) 郡山市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者等で構成する「郡山市子ども・子育て会議」において、計画の内容を協議しました。

## (4) パブリックコメントの実施

2019（令和元）年12月26日～2020（令和2）年1月24日までパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。